

学校いじめ防止基本方針

～子どもたちが明るく元気で安心して過ごせる学びの場となるように～

川場村立川場小学校

1 いじめ防止のための基本的な方針

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

【学校教育目標】

◎一人一人の個性と能力の伸長を図り、健康で豊かな心を持ち、
節度を持ってたくましく生きる児童を育成する

【具体目標】

- よく考え進んで学ぶ子 (知)
- 明るく思いやりのある子 (徳)
- 健康でたくましい子 (体)

【いじめ防止のための目指す児童像】

- ◎節度を持ってたくましく生きる児童 ○明るく思いやりのある子
- ・うそをつかない子 ・人に迷惑をかけない子 ・弱い者いじめをしない子
- ・卑怯なことはしない子 ・「ありがとう」「ごめんなさい」の言える子

(定義)

「いじめ」とは、「当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸長することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかななければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめ防止組織(「いじめ防止委員会」と称する)の設置

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止委員会」(生徒指導委員会に準ずる)を設置する。

【構成】

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当(特別支援教育コーディネーター)、
ブロック代表教諭、養護教諭、(該当学級担任)、S C (必要に応じて協力要請)

【役割】

- ①いじめの未然防止から対応に至るまでの指導に関すること
- ②いじめ防止に向けた職員の資質能力向上のための校内研修に関すること
- ③年間計画に位置づけられて行われる取り組みの企画・実施や有効性の検証
- ④「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直し

【開催】

月1回の生徒指導委員会を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3 いじめの未然防止に向けた具体的な取り組み

(1) 「わかる」授業づくり

- ・「めあて」と「まとめ（振り返り）」のある授業の実施
- ・生徒指導の3つの機能（「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」）を活かした授業づくり
- ・授業を担当するすべての教員による、授業改善に向けた一人一授業の実施

(2) 学習規律の徹底

- ・忘れ物をしない
- ・チャイム着席
- ・授業中の正しい姿勢
- ・発表の仕方、聴き方の指導

(3) 学習集団づくり

- ・話し合い活動、学級活動の充実
- ・「ちがひ」や「よさ」への気づきと認め合い
- ・居場所づくり

(4) 児童会活動の充実

- ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を受け、本校においては、平成30年度の児童会スローガンとして『友情で心つながる川場小』を掲げ、学校全体として統一した取り組みを進める。
- ・児童がいじめ防止に向けてできることを主体的に考えて行動できるような働きかけを行う。

(5) 環境づくり

- ・一人一人の児童が、学級に所属感をもてるような掲示物を工夫する。
- ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」や「いじめ防止ポスター」の掲示する。
- ・学校行事や児童会活動等で、児童が活躍した様子の掲示する。

(6) 道徳教育・人権教育の推進

- ・規範意識、友情、思いやり、公正公平など、さまざまな道徳的価値について、じっくりと考え、考えを深められるような「道徳の時間」を充実させる。
- ・「道徳の時間」を核として、教育活動全体を通して児童の道徳性を育む。
- ・「人権週間」の講話・標語・ポスター等の取組を充実させる。
- ・教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

(7) 自然体験、交流体験、社会体験の充実

- ・教育活動のすべての場面で「命の大切さ」を説き、つねに他者との関わりを意識させる。
- ・異年齢交流などを計画的に展開し、リーダーシップを意識させたり、役割分担の必要性に気づかせたりする。

(8) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ・情報モラル教育の計画的な推進、及び児童・保護者に対して注意を喚起していく。
- ・保護者に対して十分な啓発を行い、家庭での指導や観察を促す。

(9) 学校間の連携や家庭、他機関の協力体制の整備

- ・子ども園、中学校との情報交換を行う。
- ・青少推連絡協議会長・主任児童委員・駐在所長・社会福祉協議会事務局長・有識者等で構成されている「学校評議委員会」のメンバーと密なる連携を図っていく。
- ・「いじめ防止強化月間」に行う登校班によるあいさつ運動に保護者の参加を呼びかけ、連携した取組を行う。

4 早期発見に向けた具体的な取り組み

(1) 児童の声に耳を傾ける

- ・朝・帰りの会、授業中等の観察

朝の会、帰りの会の声や表情、健康観察、保健室等での様子 等

- ・担任によるチャンス相談の実施
- ・いじめアンケートの実施（複数の目でチェック）
- ・SCや養護教諭による悩み相談の実施
- ・ノート・日記指導

自主勉強ノートや学級日記などから交友関係の実態や悩みを把握

(2) 児童の行動を注視する

- ・「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。
- ・児童の気になる変化や行為について職員間の情報を共有する。

(3) 保護者や地域からの情報提供

- ・学年保護者懇談会等において、いじめを発見した際の学校への連絡をお願いしておく。
- ・いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えには耳を傾ける。
- ・放課後子ども教室「月曜遊び場」等外部組織・関係機関との情報共有に努める。

5 早期解消に向けた取り組み

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、「いじめ防止委員会」を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態に対しては関係機関と連携を図り、速やかに次の対処を図る。

- ① 重大事態が発生した旨を、川場村教育委員会に速やかに報告する。
- ② 川場村教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査（アンケートや聞き取り）を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 法を犯す行為が認められるときには、川場村教育委員会と連携の上、警察等に相談して協力を求める。

7 川場小学校児童会いじめ防止に関する年間計画

目 標	昨年度までに行ってきた本校の「いじめ防止活動」で学んだことを生かすと共に、自分たちでいじめをなくそうという意識を高める。	
	全県の取り組み	児童会活動
4月		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止ポスターの掲示・活用（県教育委員会作成） ・教室に掲示し、いじめ防止に対する意識を高める。 ○1年生を迎える会 ・同じ学校の一員として自覚を深めさせ、仲良く助け合って学校生活を送れるようにする。 ○相手を認める「あいさつ」の意義を確認して、あいさつ運動の推進を図る。 ○代表委員会でスローガンについて話し合い、全校で取り組めるように呼びかける。
5月	春の「いじめ防止強化月間」	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ防止強化月間」への取り組み ・児童集会：「いじめ防止宣言」を使用して、「いじめ防止活動」や「いじめ防止活動強化月間」についての説明を行う。 ・登校班によるあいさつ運動（おはようデー）の実施 ○6年生が企画・運営する「ふれあいタイム」異学年交流の縦割り活動で相手を思いやる心を育てる。 ○児童会企画の「川場かるた大会」に協力して取り組むことで、よりよい人間関係を築こうとする気持ちを育てる。
6月	いじめ防止フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止フォーラムに参加して活動計画を発表し、意見交換会を行う。 ・いじめ防止ポスターの作成を呼びかける。 ○フォーラムで出された意見を児童集会で発表する。 ○いじめ防止ポスター代表作品を校内掲示し、意識を一層高める。
7月		
8月		
～		
11月		
12月	冬の「いじめ防止強化月間」	
		<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ防止強化月間」への取り組み ・いじめ防止標語の作成を呼びかける。 ・各学級で道徳や学級活動で「いじめ防止」に関する授業を通じた実践を行う。 ・各委員会ごとに、「いじめ防止」に関わる活動を計画し実施してもらえるよう呼びかける。 ・登校班によるあいさつ運動（おはようデー）の実施 ・「なかよし集会」（いじめ防止集会）を開く。 ポスター・標語の紹介 各学級・委員会の活動発表
1月	村いじめ防止子ども会議	<ul style="list-style-type: none"> ○代表児童が村のいじめ防止子ども会議で、本校の実践発表や意見交換を行う。
2月		<ul style="list-style-type: none"> ○川場中学校のよい取組を児童集会で報告する。
3月		<ul style="list-style-type: none"> ○6年生を送る会を行うことにより、卒業生に感謝の気持ちを持ち、自分たちでよりよい学校をつくらうとする意欲を高める。 ○1年間の活動を振り返り、次年度へつなげる。